

議案第六十八号

港区立児童遊園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年九月九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立児童遊園条例の一部を改正する条例

港区立児童遊園条例（昭和三十九年港区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

別表青山五丁目児童遊園の項を削る。

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。ただし、第八条の改正規定は、公布の日から施行する。

（説明）

青山五丁目児童遊園を廃止するほか、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。